

# 平成 28 年台風 9 号による豪雨災害被災者に対する町税の減免

平成 28 年 8 月の台風 9 号による豪雨災害で被災された方は、町民税・国民健康保険税・固定資産税が次のとおり減免を受けることができますのでお知らせします。

## 町民税・国民健康保険税

減 免 内 訳																																					
減 免 対象者	<p>① 住宅または家財が災害により受けた損害の額（損害賠償金等による補てん後の金額）が価格の <b>10 分の 3 以上</b> で、前年の合計所得が 1,000 万円以下の方。</p> <p>② 農作物の減収による損失額の合計額（農業共済金を控除した後の金額）が前年における当該農作物による収入額の合計額の <b>10 分の 3 以上</b> で、前年の合計所得が 1,000 万円以下かつ農業以外の所得が 400 万円以下の方。</p>																																				
減 免 割	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">①住宅および家財の被害</th> <th colspan="2">②農作物の被害</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">合計所得金額</th> <th colspan="2">減免割合</th> <th>合計所得金額</th> <th>減免割合</th> </tr> <tr> <th>損害程度 3/10 以上 5/10 未満</th> <th>損害程度 5/10 以上</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">500 万円以下</td> <td>2 分の 1</td> <td>全 部</td> <td>300 万円以下</td> <td>全 部</td> </tr> <tr> <td>4 分の 1</td> <td>2 分の 1</td> <td>400 万円以下</td> <td>10 分の 8</td> </tr> <tr> <td>8 分の 1</td> <td>4 分の 1</td> <td>550 万円以下</td> <td>10 分の 6</td> </tr> <tr> <td>750 万円以下</td> <td>4 分の 1</td> <td>2 分の 1</td> <td>750 万円以下</td> <td>10 分の 4</td> </tr> <tr> <td>750 万円超</td> <td>8 分の 1</td> <td>4 分の 1</td> <td>750 万円超</td> <td>10 分の 2</td> </tr> </tbody> </table>	①住宅および家財の被害		②農作物の被害		合計所得金額	減免割合		合計所得金額	減免割合	損害程度 3/10 以上 5/10 未満	損害程度 5/10 以上			500 万円以下	2 分の 1	全 部	300 万円以下	全 部	4 分の 1	2 分の 1	400 万円以下	10 分の 8	8 分の 1	4 分の 1	550 万円以下	10 分の 6	750 万円以下	4 分の 1	2 分の 1	750 万円以下	10 分の 4	750 万円超	8 分の 1	4 分の 1	750 万円超	10 分の 2
①住宅および家財の被害		②農作物の被害																																			
合計所得金額	減免割合		合計所得金額	減免割合																																	
	損害程度 3/10 以上 5/10 未満	損害程度 5/10 以上																																			
500 万円以下	2 分の 1	全 部	300 万円以下	全 部																																	
	4 分の 1	2 分の 1	400 万円以下	10 分の 8																																	
	8 分の 1	4 分の 1	550 万円以下	10 分の 6																																	
750 万円以下	4 分の 1	2 分の 1	750 万円以下	10 分の 4																																	
750 万円超	8 分の 1	4 分の 1	750 万円超	10 分の 2																																	

## 固定資産税

減 免 内 訳																									
減 免 対象者	納税者の所有にかかる固定資産の流失または土砂の流入により、 <b>10 分の 2 以上</b> が本来の用途として使用することができないこととなった方。																								
減 免 割	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">①土地</th> <th colspan="2">②家屋および償却資産</th> </tr> <tr> <th>損害の程度</th> <th>減免割合</th> <th>損害の程度</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害面積が 10 分の 8 以上</td> <td>全 部</td> <td>全壊、流失、埋没等または復旧不能</td> <td>全 部</td> </tr> <tr> <td>被害面積が 10 分の 6 以上 8 未満</td> <td>10 分の 8</td> <td>被害価格が 10 分の 6 以上</td> <td>10 分の 8</td> </tr> <tr> <td>被害面積が 10 分の 4 以上 6 未満</td> <td>10 分の 6</td> <td>被害価格が 10 分の 4 以上 6 未満</td> <td>10 分の 6</td> </tr> <tr> <td>被害面積が 10 分の 2 以上 4 未満</td> <td>10 分の 4</td> <td>被害価格が 10 分の 2 以上 4 未満</td> <td>10 分の 4</td> </tr> </tbody> </table>	①土地		②家屋および償却資産		損害の程度	減免割合	損害の程度	減免割合	被害面積が 10 分の 8 以上	全 部	全壊、流失、埋没等または復旧不能	全 部	被害面積が 10 分の 6 以上 8 未満	10 分の 8	被害価格が 10 分の 6 以上	10 分の 8	被害面積が 10 分の 4 以上 6 未満	10 分の 6	被害価格が 10 分の 4 以上 6 未満	10 分の 6	被害面積が 10 分の 2 以上 4 未満	10 分の 4	被害価格が 10 分の 2 以上 4 未満	10 分の 4
①土地		②家屋および償却資産																							
損害の程度	減免割合	損害の程度	減免割合																						
被害面積が 10 分の 8 以上	全 部	全壊、流失、埋没等または復旧不能	全 部																						
被害面積が 10 分の 6 以上 8 未満	10 分の 8	被害価格が 10 分の 6 以上	10 分の 8																						
被害面積が 10 分の 4 以上 6 未満	10 分の 6	被害価格が 10 分の 4 以上 6 未満	10 分の 6																						
被害面積が 10 分の 2 以上 4 未満	10 分の 4	被害価格が 10 分の 2 以上 4 未満	10 分の 4																						

**減免対象額** 第 2 期から第 7 期に納めるべき税額

**減免税額** 第 2 期から第 7 期に納めるべき税額 × 減免割合

**申請手続**

該当する方は、減免申請書を 11 月 22 日④までに役場税務課に提出してください。

減免申請書は、役場税務課・役場両支所にあります。

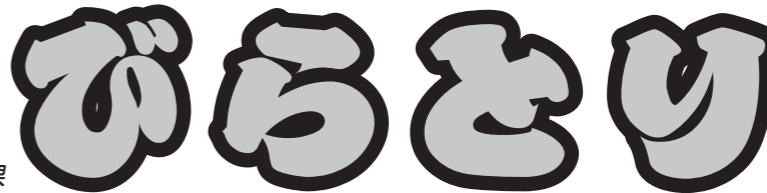
減免申請書には、印鑑と確認書類（損失を補填された損害賠償金額、農作物共済金額等）が必要です。

申請にあたりご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

問 税務課 課税係 (☎ 2-2224)

すずらの  
まちだより

発行/平取町  
編集/まちづくり課



2016 年

No.20

10 月 28 日

(次号 11 月 11 日発行)



## 各地区文化祭 開催

地区文化協会では、次のとおり文化祭を開催します。皆様のご来場をお待ちしています。

【本町地区】(中央公民館)

○作品展 11 月 2 日④ 10:00～20:00  
3 日④ 10:00～16:00

○お茶席(無料)

11 月 3 日④ 10:00～16:00

○芸能発表 11 月 5 日⑤ 18:00～21:00

【振内地区】

○作品展(青少年会館)

11 月 2 日④ 13:00～21:00

3 日④ 9:00～21:00

4 日⑤ 9:00～13:00

○パソコン・iPad・スマホ体験コーナー

11 月 3 日④ 9:00～21:00

○芸能発表(町民センター)

11 月 2 日④ 18:00～21:00

【貫気別地区】(貫気別生活館)

○作品展 11 月 2 日④ 9:00～19:00

3 日④ 9:00～15:00

○美味しいもの市(そば・うどん等の販売)

11 月 3 日④ 11:00～13:00

○貫気別物産展(売り切れ次第終了)

11 月 3 日④ 10:30～

○喫茶コーナー

11 月 2 日④ 9:00～19:00

3 日④ 9:00～15:00

○パソコン・iPad・スマホ体験コーナー

11 月 3 日④ 9:00～15:00

## 勤務先に諸控除の申請をしましょう

給与所得者の所得税・復興所得税は、通常、事業所が行う年末調整で精算されます。

本年中に扶養親族などに異動があった方や、保険料(生命、地震など)を支払った方は、諸控除の申告書を勤務先に提出してください。

◆年末調整事務担当者説明会 開催◆

苫小牧税務署主催による、平成 28 年分の年末調整の仕方や、各種書類の記入方法の説明会を、次のとおり行います。

期 日 11 月 22 日④ 9:30～

場 所 ふれあいセンターびらとり

問 苫小牧税務署 (☎ 0144-32-3165)  
税務課 課税係 (☎ 2-2224)

## 行事予定

11 月 1 日～11 月 15 日

### 11 月

3(木) 10:00 町功労者等表彰式/中央公民館

4(金) 13:00 ♡総合教育会議/役場 議員委員控室  
15:30 ♡教育委員会/中央公民館

6(日) 9:00 休日納税窓口/役場 税務課窓口  
11:00 去場自治会敬老会/去場生活館

11(金) —— 冬の交通安全運動(20 日まで)

13(日) 8:30 全町少年フットサル大会  
/町民体育館

15(火) —— 町民交通安全の日

♡の表示があるものは、傍聴できますので直接会場にお越しください。

## 平取町職員(正規職員)募集

町では、次により職員を募集します。

募集人数 1 人

職種 一般事務職(土木技術者)

採用年月日 平成 29 年 4 月 1 日

応募資格

■土木施工管理技士 2 級の資格を有するか、実務経験(土木工事施工管理者か測量設計業務担当者)が 5 年以上のどちらか

■昭和 56 年 4 月 2 日以降に生まれた方

■平取町に居住している、または、採用後に町内に居住できる方

■普通自動車第 1 種免許所持者

※地方公務員法第 16 条(欠格条項)に該当する方は応募できません。

応募要領 次の期日までに必要書類を提出

●採用試験申込書  
(役場総務課、役場両支所にあります)

●運転免許証の写し

●土木施工管理技士資格(2 級)を有することを証する書類(資格保有者)

●最終学校の卒業証明書

提出期限 11 月 18 日④ 17:00 必着

試験期日・会場 12 月上旬予定 平取町役場

試験方法 1 次 書類審査 2 次 面接試験

勤務条件 平取町職員の給与に関する条例などの規定による

問 総務課 総務係 ☎ 055-0192 本町 28  
(☎ 2-2221)

### 子育て講座 「読み聞かせの会 びっくり箱」

教育委員会では、次の内容で子育て講座を開催します。巨大絵本の読み聞かせを、お子さんと一緒にお楽しみください。(参加無料)

**期日** 11月15日(木) 10:45～11:45  
**場所** ふれあいセンターびらとり 視聴覚ホール  
**内容** 巨大絵本を使った読み聞かせ  
**対象** 幼児とその保護者

**問** 生涯学習課 社会教育係 (☎ 2-2619)

### 林業の仕事をしたことがありませんか

林退共制度に加入していたが、退職金をまだ受け取っていない方を探しています。以前、林業の仕事をしていましたが、林退共へ加入していたか分からない方も、お調べします。

また、罹災された共済契約者・被共済者の皆さまに対し、各種手続き(共済手帳の紛失、退職金の請求)の必要が生じた場合は、速やかに対応します。

最寄りの支部または本部へお問い合わせ、ご相談ください。

詳しくはホームページでも案内しています。  
<http://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp/>

**問** 独立行政法人勤労者退職金共済機構  
林業退職金共済事業本部 (☎ 03-6731-2887)

### 野ねずみ防除薬を散布します

ヘリコプターによる、薬剤散布を行います。

**期間** 10月31日(木)～11月13日(木)のうち2～3日  
(天候や機体の整備点検により前後します)

**場所** 町内全域  
**薬剤** ホクサンりん化亜鉛10(りん化亜鉛1%粒剤)  
**実施機関** 平取町・沙流川森林組合  
三井物産フォレスト(株)

**問** 産業課 林務係 (☎ 2-2223)

### 献血にご協力をお願いします

移動献血車「ひまわり号」が来町します。副作用発生の可能性が低い400ml献血が必要です。皆さまのご協力をお願いします。

**期日** 11月7日(木)  
**場所**  
10:00～11:40 平取町役場  
13:00～15:00 ふれあいセンターびらとり  
15:45～16:30 平取養護学校

**問** 社会福祉協議会 (☎ 4-2267)

### 全国一斉「女性の人権ホットライン」 強化週間

11月14日から20日まで、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間です。

夫やパートナーからの暴力、職場でのセクシュアル・ハラスメントなど、女性の人権に関する悩みごとや心配ごとを、法務局職員や人権擁護委員が電話相談時間を延長して対応し、解決に導きます。

相談は無料で、秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。

**相談時間**  
11月14日(木)～18日(金) 8:30～19:00  
11月19日(土)・20日(日) 10:00～17:00

**問** 相談専用ダイヤル (☎ 0570-070-810)

### 誤操作による交通事故が増えています

スーパーやコンビニエンスストアで、車を発進するときの誤操作による交通事故が増えています。

建物を壊して高額な賠償金が発生するほか、人が巻き込まれて重傷を負う事故も発生しています。車を発進するときには、次の3点に気をつけましょう。

- 車の前・後に人はいないですか
- シフトレバーは行きたい方向に対して正しいですか(前進は「D」ドライブ、後退は「R」リバース)
- 「アクセル」と「ブレーキ」の踏み間違いに注意しましょう

**問** 門別警察署 地域係 (☎ 01456-2-0110)

### アイヌ文化教室『ウウェカラパ(集い)』

アイヌ文化教室を開催します。多数の参加をお待ちしております。

**期日・場所**  
■11月5日(土) 13:30～15:00  
紫雲古津生活館  
■11月12日(土) 13:30～15:00  
賞気別生活館  
■11月26日(土) 13:30～15:00  
ふれあいセンターびらとり  
■12月3日(土) 13:30～15:00  
振内町民センター

※会場が使用できない場合は、中止とします。

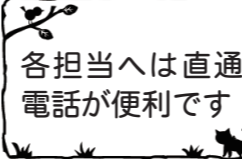
**内容** アイヌの昔の遊び体験と古式舞踊(ムックリ、弓矢、アイヌ語地名パズル、古式舞踊)

**対象** 町民・近隣市町の希望者  
小学校低学年以下の場合は、保護者同伴

**参加料** 無料(事前申込不要)

**その他**  
上靴を持参し動きやすい服装で参加ください。

**問** アイヌ施策推進課 アイヌ施策推進係  
(☎ 2-2341)



役場関係電話番号

平取町役場	☎ 2-2221
総務課(代表)	☎ 2-2221
まちづくり課	☎ 2-2222
産業課	☎ 2-2223
税務課	☎ 2-2224
出納室	☎ 2-2225
建設水道課	☎ 2-2226
議会事務局	☎ 2-2227
アイヌ施策推進課	☎ 2-2341
農業委員会・土地改良区	☎ 2-2695
観光商工課	☎ 3-7703

ふれあいセンターびらとり

保健福祉課	☎ 4-6111
町民課	☎ 4-6113
児童館	☎ 2-3026
子ども発達支援センター	☎ 2-3400
地域包括支援センター	☎ 2-3700
「ほほえみ」	☎ 4-2267
平取町社会福祉協議会	☎ 4-2267
図書館	☎ 4-6666

平取町教育委員会

中央公民館	☎ 2-2619
町民体育館	☎ 2-2749
二風谷アイヌ文化博物館	☎ 2-2892
沙流川歴史館	☎ 2-4085

役場振内支所

☎ 3-3211	
役場賞気別支所	☎ 5-5204

平取町国民健康保険病院

☎ 2-2201
----------

平取町外2町衛生施設組合

☎ 2-2024
----------

平取消防署

☎ 2-2361
----------



ホームページ QRコード

### ひだか弁護士相談センター 11月の相談日程

**相談日程** 2日(木) 7日(月) 9日(水) 14日(月)  
16日(水) 21日(月) 28日(日) 30日(水)

**相談時間** 13:00～15:00

**場所** 新ひだか町静内吉野町2-1-4

**門別地区相談所**

**相談日程** 11月22日(木)

**相談時間** 13:30～16:00

**場所** 門別公民館(日高町門別本町210-1)

**予約受付** 平日10:00～16:00 ※事前予約制

**問** ひだか弁護士相談センター  
(☎ 0146-42-8373)

### 弁護士無料法律相談会 開催

札幌弁護士会では、平取町にて毎月2回、無料法律相談会を開催します。お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。(予約優先)

**期日** 第1火曜日 13:30～15:00  
第4火曜日 10:30～12:00  
11月1日(木) 11月22日(木)

**場所** ふれあいセンターびらとり

**相談内容**  
相続・遺言、仕事の悩み、離婚、交通事故、借金などお悩みのこと。

**問** まちづくり課 広報広聴係 (☎ 2-2222)

### 「冬の交通安全運動」実施

11月11日(金)から20日(日)までの10日間、「冬の交通安全運動」を実施します。

- ①高齢者の交通事故防止
- ②凍結路面等のスリップによる交通事故防止
- ③飲酒運転の根絶

この3点を運動の重点とし、デイ・ライト運動とスピードダウンを心がけましょう。運転者は路面状況が刻々と変化することを認識し、冬タイヤへの交換を早めにしましょう。歩行者は、夕暮れ・夜間の外出時には、明るい服装・夜行反射材を着用しましょう。

**問** 町民課 生活安全係 (☎ 4-6113)

### トマトカード会 11月情報

びらとりトマトカード会加盟店では、地元購買の特典として、次の日程で、ポイント3倍セールを実施します。町内での買い物に、このチャンスをご利用ください。

**期間** 11月10日(木)、15日(水)、25日(金)

**問** びらとりトマトカード会 (☎ 4-6100)

### 平取町総合教育会議 開催

平取町総合教育会議を次のとおり開催します。傍聴を希望される方は、当日会場にお越しください。なお、諸般の事情により、日程が変更となる場合がありますので、事前に確認をお願いします。

**期日** 11月4日(金) 開会 13:00

**場所** 役場2階 議員委員控室

**定員** 5人

**問** 総務課 総務係 (☎ 2-2221)

### “はつらつウォーキング” 開催

健康づくり・体力づくりのために、みんなで楽しく歩きませんか。ポールを使って歩くノルディックウォーキングの体験もできます。

ノルディックウォーキングをやりたい、ウォーキングを始めたいけど歩き方がわからない、気分転換に歩きたい、ひとりで始めるのは不安だ…。お友達・ご家族の方も一緒に気軽にご参加ください。※大まかなコース距離は、長距離コース3.5km前後、短距離コース2.0km前後で設定しており、自分の体力に合わせて選べます。

**期日** 11月8日(木) 13:30～15:00

簡単な健康チェック(血圧測定)を行うので、10分前の集合をお願いします

**場所** ふれあいセンターびらとり

**持ち物** 運動しやすい服装・靴・帽子、飲み物、歩数計(お持ちの方)、汗拭きタオルなど

**問** 保健福祉課 保健推進係 (☎ 4-6112)

### シニアエプロンサークル 参加者募集

男性のための、男性による料理サークルです。あまり家ではお料理はしないが、興味や関心はあるという方、一人暮らしでいろいろな料理を作りたいを思っている方などの参加をお待ちしています。

**期日** 11月9日(水) 10:00～13:00

**場所** ふれあいセンターびらとり 栄養実習室

**内容** 調理・試食

**材料費** 500円

**問** 保健福祉課 保健推進係 (☎ 4-6112)

### こんの純一鉛筆画展 ～冬の雨模様～

埼玉県在住の画家「こんの純一」さんによる鉛筆画の展覧会です。鉛筆だけで描かれた幻想的な世界をお楽しみください。

**期間** 11月10日(木)～13日(日) 10:00～19:00

**場所** 沙流川アート館ギャラリー

**問** 沙流川アート館 (☎ 2-2127)



## 振内診療所 11月の診療体制

月曜日	水曜日	金曜日
	2日 藤井医師	4日 藤井医師
7日 澤田医師	9日 藤井医師	11日 藤井医師
14日 休診	16日 藤井医師	18日 藤井医師
21日 休診	23日 休診	25日 藤井医師
28日 休診	30日 藤井医師	

受付時間 9:00～11:30 / 13:00～15:00

※受付時間は15:00で終了します。

問 国保病院 (☎ 2-2201)  
振内診療所 (☎ 3-3004)

## テニポン大会 参加者募集

テニポン協会会長杯・全町地区テニポン大会を開催しますので、参加希望者は申し込みください。

期日 11月20日㊤ 集合 8:30

場所 町民体育館

対象者 町民

【初心者・経験者（男子・女子・ミックス）】

参加料 協会員 300円、一般参加 500円

申込 11月10日㊤まで

※必ずペアで申し込みください。

問 町民体育館 (☎ 2-2749)

## 放送大学 4月入学生募集

放送大学は、テレビなどの放送やインターネットで授業を行う通信制の大学です。働きながら学んで大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で幅広い世代の方が学んでいます。

平成29年4月入学生を募集します。お気軽にお問い合わせください。

種類

◆教養学部

科目履修生 (6ヶ月在学し、希望する科目を履修)

選科履修生 (1年間在学し、希望する科目を履修)

全科履修生 (4年以上在学し、卒業をめざす)

◆大学院

修士科目生 (6ヶ月在学し、希望する科目を履修)

修士選科生 (1年間在学し、希望する科目を履修)

出願期間

12月1日㊤～平成29年3月20日㊤

(インターネットでの出願も受け付けします)

問 放送大学北海道学習センター  
(☎ 011-736-6318 <http://www.ouj.ac.jp>)

## 国保病院 11月の 循環器内科・皮膚科診療日

循環器内科

担当医師	診療日	受付時間
榎本医師	2日 9日 16日 30日	毎週水曜日 8:30～11:00 ※医師が変更になる場合あり
小林医師	14日 28日	第2・4月曜日 13:00～15:00

皮膚科

担当医師	診療日 (火曜日)	受付時間
西坂医師	8日 22日 ※第2・4火曜日	8:30～11:30 13:00～14:30

問 国保病院 (☎ 2-2201)

## 犯罪被害者週間の相談電話

11月25日～12月1日は『犯罪被害者週間』です。事件や事故被害に遭った方や家庭内暴力、ストーカー、お子さんのいじめ問題などで悩んでいる方などの相談を受け付けています。

また、事件や事故による心の傷が癒されず悩んでいる方のために、民間被害者相談窓口のカウンセラーが、あなたのお話を伺います。各相談電話をご利用ください。

【警察相談電話】

被害者相談

性犯罪被害 110番 ☎ 0120-756-310

☎ 011-242-0310

暴力相談電話 ☎ 011-222-0220

少年相談 110番 ☎ 0120-677-110

一般相談

警察本部相談専用電話 ☎ #9110

門別警察署 ☎ 01456-2-0110

【民間被害者相談電話】

北海道被害者相談室 ☎ 011-232-8740

苫小牧地区被害者相談室 ☎ 0144-37-7830

## 「休日納税窓口」開設

お仕事などにより平日に町税等の納入に来られない方のため「休日納税窓口」を開設し、税金や各種使用料等の納入や納付に関する相談をお受けします。お気軽にお越しください。

期日 11月6日㊤ 9:00～17:00

場所 役場 税務課窓口

問 税務課 納税係 (☎ 2-2224)

## 11月は「児童虐待防止推進月間」

児童虐待とは、身体的虐待・心理的虐待・ネグレクト（養育の放棄または怠慢）・性的虐待の4つに分類され、多くの場合は重複しています。虐待は子どもたちに発育の遅れや情緒不安定など深刻な影響を与えます。

国では、児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待に関する理解を深めるために啓発活動を行っています。子どもの虐待の防止は公的機関だけで行えるものではありません。地域のみなさんのちょっとした気づきが子どもたちを虐待から救います。

こんなときは、すぐにお電話ください。  
あの子、もしかして虐待を受けているのかしら…  
子育てが辛くてつい子どもにあたってしまう…  
近くに子育てに悩んでいる人がいる…

また、出産や子育てに関する悩みや疑問がある方は、児童相談所または保健福祉課へお気軽にご相談ください。

※相談は匿名でも可能です。  
連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

問 児童相談所全国共通ダイヤル (☎ 189)  
保健福祉課 (☎ 4-6112)

## 育児・介護休業法と男女雇用機会均等法が改正されます

育児・介護休業法が平成29年1月1日から改正施行され、より育児・介護と仕事の両立がしやすくなります。

- 介護休業が3回を上限として分割取得可能（通算93日まで）
  - 介護休暇・看護休暇が半日単位で取得可能
  - 介護のための所定労働時間の短縮措置（選択的措置義務）が介護休業とは別に利用開始から3年の間で2回以上利用可能
  - 介護のための残業免除が新設
  - 有期契約労働者の育児休業・介護休業の取得要件の緩和（取得できる対象者が拡大）
  - 上司・同僚からの妊娠・出産、育児休業、介護休業などを理由とする嫌がらせ（いわゆるマタニティハラスメント・パタニティハラスメント）などを防止する措置を義務づけ など
- 詳しい改正内容はホームページをご覧ください。  
<http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

問 北海道労働局雇用環境・均等部指導課  
(☎ 011-709-2715)

## 11月は「労働保険適用促進強化期間」

事業主の皆さん、労働保険の加入はお済みですか。労働保険に加入して、従業員の方々が安心して働ける職場にしましょう。

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称です。労働者をひとりでも雇用する事業は、法人・個人を問わず加入が義務付けられています。

問 北海道労働局 労働保険徴収課  
(☎ 011-709-2311)

## タイヤの盗難に注意しましょう

タイヤ盗難は、例年タイヤ交換時期に被害が増加する傾向にあります。

また、盗難被害に遭う多くは、「無施錠」の物置や車庫から盗まれています。被害防止のため、タイヤの保管には十分に注意しましょう。

### 被害防止のポイント

- **かぎのかかる場所に保管して必ず施錠を！**  
タイヤ盗難の多くは「無施錠」の物置や車庫から被害に遭っています。必ず施錠をしましょう。
- **タイヤを鎖などで連結して施錠をする！**  
4本を一つにまとめることで、犯人が「盗みづらい状況」を作りましょう。
- **目につかない場所で保管しましょう！**  
野外に保管する場合は、犯人の目につかないところ、つまりは犯人が簡単に盗み出せない場所で保管しましょう。
- **センサーライトなどの防犯機器を活用する！**  
盗難防止には、センサーライトが有効です。泥棒の嫌う「光」でタイヤを守りましょう。

問 北海道 環境生活部 道民生活課  
(☎ 011-204-5211 FAX 011-232-4820)

## 無料特設人権・困りごと相談所 開設

日高人権擁護委員協議会と札幌法務局日高支局は、12月4日～10日の人権週間にあわせ、「無料特設人権・困りごと相談所」を開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られます。人権擁護委員が、相談に応じた解決方法を一緒に考えアドバイスしますので、お気軽にご相談ください。

（予約は不要ですが、相談が重なった場合30～60分程度お待ち頂くことがあります）

期日 12月5日(月) 10:00～15:00  
(受付14:30まで)

場所 ふれあいセンターびらとり 多目的集会室  
相談内容

離婚問題・DVに関する悩み、子どもや高齢者の虐待、不動産や金銭に関するトラブル、相続・遺言に関すること、差別など

問 まちづくり課 広報広聴係 (☎ 2-2222)